

第11回南部町・南部川村合併協議会会議録

南部町・南部川村合併協議会

第11回南部町・南部川村合併協議会会議録

開催日時	平成16年1月22日(木) 午後1時28分開会・午後2時42分閉会							
開催場所	南部川村保健福祉センター 2階 プララホール							
議長氏名	井上 光博 委員(南部町)							
会議録署名委員								
出席並びに 欠席委員 出席 21名 欠席 0名 凡 例 出席 欠席 ×	委員氏名			出欠	委員氏名			出欠
	南 部 町	副会長	山崎 繁雄		南 部 川 村	会 長	山田 五良	
		委 員	井上 光博			委 員	岡田 政吉	
		委 員	平松 泰一			委 員	中家 克己	
		委 員	山中 邦夫			委 員	西玉 集一	
		委 員	杉本 正博			委 員	今木 國隆	
		委 員	立田 圭一郎			委 員	井口 黎明	
		委 員	三前 雅信			委 員	坂本 さわゑ	
		委 員	西野 正和			委 員	西 定吉	
		委 員	永井 恵子			委 員	中本 エミ子	
	委 員	尾崎 剛通		委 員	古谷 利具			
県	委 員	小住 博章						
合併協議会事務局	事務局長	小谷 芳正		事務局	寺谷 敦			
	参 事	久堀 修二		事務局	谷本 忠広			
	次 長	大江 弘一						
会議次第	別紙のとおり							
会議の経過	別紙のとおり							

会 議 次 第

- 1 . 開 会
- 2 . 会 長 挨 拶
- 3 . 会 議 録 署 名 委 員 の 指 名

4 . 議 事

報 告 事 項

- | | |
|------------|-----------------------------------|
| 報 告 第 16 号 | 委 員 の 変 更 に つ い て |
| 報 告 第 17 号 | 合 併 準 備 室 の 設 置 に つ い て |
| 報 告 第 18 号 | 町 章 に つ い て |
| 報 告 第 19 号 | コ ミ ュ ニ テ ィ バ ス の 検 討 に つ い て |
| 報 告 第 20 号 | 住 民 周 知 広 報 (手 続 き 関 係) に つ い て |

- 5 . 閉 会

第 1 1 回 南部町・南部川村合併協議会

日 時 平成16年 1月22日 午後 1時28分

場 所 南部川村保健福祉センター 2階 プララホール

小谷事務局長 それでは、開会に先立ちまして本日の会議から新しく委員として参加されることになります古谷利具さんにまず委嘱状の伝達を行ないます。

山田会長 古谷利具殿。南部町・南部川村合併協議会委員を委嘱します。

平成16年 1月22日、南部町・南部川村合併協議会会長山田五良。

(拍 手)

井上議長 定刻より少し早いようではありますが、皆さんおそろいなので、これから始めさせていただきます。

改めまして、新年明けましておめでとうございます。今日は特別寒い日で、お互いに健康管理には十分注意をしていきたいなという思いであります。

それでは、ただいまより第11回南部町・南部川村合併協議会を始めさせていただきます。

ただいまの出席委員数は21人です。過半数に達しており、南部町・南部川村合併協議会規約第8条第3項の規定を満たしておりますので、会議を始めさせていただきます。

それでは、開会に当たりまして、南部町・南部川村合併協議会会長であります山田五良南部川村村長よりごあいさつを申し上げます。

会長、よろしく願いいたします。

山田会長 ご出席いただきましてありがとうございます。

昨年12月7日、8日と大仕事を仕上げさせていただきました、本当にありがとうございました。年を越しまして、気分を新たにいたしまして、次の段階へ踏み出しているところでございます。

今日は、その報告が主になりますけれども、まず昨年12月25日に両町村の職員で構成しております行政調整会議の全体会議と、大勢ありますから、職員全員ですから、午前と午後の2班に分かれまして説明会を行ないまして、その中で、首長訓示として南部町の山崎町長さんから職員に訓示をしてもらいまして、そして事務局の方から今後の進め方について説明をいたしまして、職員の皆さんに心構えを新たにさせていただきました。

そして、年明けて1月6日には合併準備室を設立いたしまして、今までの協議会事務局をそのまま移行した形になっておりますが、準備室にさらに専門的な4つの班になるんですけれども、幹部職員に辞令を渡しまして、そして組織をつくり上げてまして発足をいたしました。

それで今日は、後から説明あるとおりでございますが、少し、1つ協議会で協議が成立している

中で、1つ変更といいますか、時期を早めていただくための、そのご了承というか、お願いをしてございます。

と申しますのは、町章をつくることであります。本協議では町章は合併できてからということになってありましたが、色々進めていく上において、合併の日にもう町章ができてあればいいなと。色々な印刷物とか資料だとか、あるいは看板とかにもう町章がはっきりと出せるようになっておくべし、それの方がいいじゃないかというようなことから、その準備を進めることにいたしてございますので、後から報告いたしまして、ご了承を賜りたいと思っております。

そのほか、お示ししている資料にあるように、コミュニティバスについてのアンケートをすることか、あるいは広報だとかというようなことで報告をいたしまして、ご協議を賜り、またご意見を賜りたいと存じますので、よろしく願い申し上げます、開会のあいさつにさせていただきます。

ありがとうございました。

井上議長 ありがとうございました。

それでは、本日の会議録署名委員を指名させていただきます。

本日の会議録署名委員は、A委員さん、B委員さんをお願いします。

それでは、 の報告事項に入らせていただきます。

初めに、報告第16号委員の変更についてを事務局より説明をしていただきます。

小谷事務局長 それでは、本日の会議資料、表紙を含めて4枚めくっていただきますと、ページ1でございます。

報告第16号 委員の変更について。

委員の変更について下記のとおり報告する。

平成16年1月22日報告、南部町・南部川村合併協議会会長。

委員の変更について、旧委員、南部川村4号委員、瀧川博己さん。

新委員、南部川村4号委員、古谷利具さん。

瀧川博己さんにつきましては、南部川村の連合区長会長さんということで、あて職ではないんですけれども、そういう形でこの委員会の委員に選出をされてございます。それで、村の方で連合区長会長さんが交代されました関係で、本日より古谷利具さんが新たに皆様方とともに委員として仲間入りすることになりますので、よろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

井上議長 ただいま事務局より報告第16号の委員の変更についての説明がございました。

それでは、新しく委員のメンバーに加わっていただきました古谷委員さんに一言ごあいさつをお願いいたします。

古谷委員 こんにちは。新しく委員の仲間入りをさせていただきます古谷利具でございます。ど

うぞよろしく申し上げます。

(拍 手)

井上議長 ありがとうございます。

続いて、報告第17号 合併準備室の設置についてであります。

事務局から説明をします。

小谷事務局長 恐れ入ります。資料の2ページをお願いいたします。

報告第17号 合併準備室の設置について。

南部町・南部川村合併準備室設置規程により合併準備室を設置したので報告する。

平成16年1月22日提出、南部町・南部川村合併協議会会長。

議案第12号で合併準備室の設置ということで承認をいただいております。前回、南部町・南部川村合併準備室設置規程、平成15年11月25日承認をされました分でございます。最初の会長からのあいさつにもありましたように、報告事項としましては、その下側、南部町・南部川村合併準備室を平成16年1月6日付で設置した。

合併準備室は、財政計画班、組織機構班、開庁準備班、電算統合班の4班構成で、事務局は南部町・南部川村合併協議会事務局が兼任するということで、1月6日に開設をし、看板の設置と辞令交付を行っております。

組織につきましては、3ページに載っております。

合併準備事務推進体制組織図ということで、流れとしましては、首長会、幹事会、その下に合併協議会事務局と並んで合併準備室がございます。その中に、財政計画班、組織機構班、開庁準備班、電算統合班ということで4班になってございまして、その班での主な仕事、そこに書いてあるとおりでございます。

財政計画班につきましては、暫定予算とか本予算、新町での本予算、継続事業の調整、合併特例事業の財源措置等を担当します。

組織機構班では、組織体制の調整ということで、部署の配置、人員配置、それから一部事務組合の調整、規約変更等の手続、それから選挙の準備、新町になってからの首長、議員の50日以内での選挙の準備、それから特別職の報酬等調整、各種補助金の調整を行ないます。

開庁準備班につきましては、庁舎の調整準備ということで、事務備品ですとか書類、公用車、改装とか無線の統合等を行ないます。それと、各種案内標識の調整ということで、国道とか県道にある看板、それと公共施設の看板等を調整いたします。それから、記念式典の準備、町章の選定。

電算統合班につきましては、電算の統合管理をひっくるめてやります。

その下にありますのは、班長、副班長の氏名を掲げております。

その他、班員としましては、次の4ページに載っております。業務名、業務概要、人員数、構成員、南部町、南部川村の職員の名前を載せてございます。上側の表が開庁準備班、下の表が組織

機構班でございます。

5ページにつきましては、電算統合班でプロジェクトチーム、これは両町村のもうほとんどの業務にかかわってきますので、職員の大半が入っております。

以上が合併準備室の設置についてのご報告でございます。以上です。

井上議長 あらかじめご了解をいただきたいのですが、今日の議事はすべて報告事項でありますので、まずその点をご理解いただきたいなど。

そして、議事進行についても、その旨を主として進行させていただきますので、その点もあわせてご了解をいただきたいと思います。

ただいま事務局から説明をいたしました報告第17号 合併準備室の設置については、前回の第10回協議会において承認された規程に基づき設置されたものであります。

ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問がありましたら、どうぞご発言をいただきたいと思います。

ご質問、ご意見ございませんか。

(発言する者なし)

井上議長 ないようでありますので、それでは報告のとおり組織により、遺漏のないよう合併準備を進めていきたいと思っております。

では、続いて報告第18号 新町の町章についてであります。

事務局から説明をします。

小谷事務局長 続きまして、資料の6ページでございます。

報告第18号 新町の町章について。

「みなべ町」町章について報告する。

平成16年1月22日提出、南部町・南部川村合併協議会会長。

これにつきましては、協議第9号ということで、旧町村の慣行の取り扱い、確認をいただきました事項としましては、新町の町章・町民憲章・花、鳥、木、町歌については、合併までに調整し、新町において新たに定める。平成15年1月23日、第3回協議会で確認をいただいております。

以上で確認をいただいておりますけれども、新町になり次第、早急に町章を制定できるように、準備に取りかかっておきたいという考えのもとで、今回報告という形になってございます。

報告事項としましては、下にありますように、町章については、印鑑条例に基づく印鑑登録証、各種証明書、その他印刷物等に幅広く活用されるため、新町発足までに選定し、新町において告示する。

(1)町章選定方法。町章図案募集要項を作成し、一般公募により町章デザインを募集して、合併協議会において選定する。

選定スケジュールとしましては、平成16年7月を目標に選定作業を行うということで、作業日程が次の7ページにございます。

今後のスケジュールを申し上げますと、1月に町章の募集の応募用紙、それから応募広報の準備、マスコミ等への報道の依頼、2月から3月、2カ月間、公募開始をします。4月に応募作品の整理、集計。そこで図案選定委員会の設置ができたというふうに考えております。協議会だより、ホームページ等で報告をしていきます。5月には協議会へ意見を付して5点ぐらいで報告させていただいて、この場で決定していただけたらと考えております。

その結果については、協議会だよりに掲載をするということで、5月に協議会に提案をさせていただいて、協議会の委員さんにお持ち帰りいただいて、7月の協議会で最終決定をしていただけたらと思います。そこで町章図案の発表をしていただきまして、8月になりましてから、そのままデザイン化せずには使えるものがあるかもわかりませんが、図案によってはデザイン化の必要性が出てきますので、業者に委託をしてでも図案の調整をしたいなと思います。それから、新しい町旗、印刷物とかの作成に入りたいと思います。それで、9月、町章デザインの報告ということで、協議会だよりによって住民広報をさせていただいて、10月1日付で告示できたらと考えてございます。合併記念式典、町章図案採用者等への商品の授与等も考えてございます。

8ページ、ここから後ろにつきまして、事務協議という形にさせていただいてございます。

募集をするよという報告をさせていただくわけなんですけれども、募集要項の案を提案させていただいてございますので、これで協議をいただけたらと思います。

「みなべ町」町章図案募集要項（案）

趣旨。

第1条としまして、この要項は南部町と南部川村が合併して、平成16年10月1日に誕生する「みなべ町」の町章を募集して、「みなべ町」のまちづくりの基本理念である「海・山・川の恵みの中で人が輝く快適なまち」にふさわしい町章を選定することを目的とする。

募集する町章。

第2条としましては、募集する町章次のとおりとする。

- (1)「海・山・川の恵みの中で人が輝く快適なまち」にふさわしい町章図案であること。
- (2)町旗、バッジ等にも使用できる図案であること。
- (3)用紙の時色を含めて4色以内とする。なお、グラデーションは不可とする。グラデーションといいますのは、ぼかして色の濃淡でぼかす部分、これは非常に後々使うのが困難となっておりますので、グラデーションは不可とする。
- (4)自作の未発表作品に限るとのこと。

募集方法。

第3条、募集方法は公募とする。

応募方法等。

第4条、応募の条件、方法、期間等については、次のとおりとする。

- (1)応募資格は問わない。また、同一人の応募は何点でも可能とする。

(2) 締切日は、平成16年3月31日、水曜日必着とする。

(3) 応募用紙または縦横15センチメートルの枠を書いたA4白色用紙を縦長にして使用し、用紙1枚につき1作品とする。

(4) 応募に当たっては、図案の趣旨、住所、氏名、年齢、性別、職業及び電話番号を用紙に記載すること。

(5) 応募は、持参または封書による郵送とする。電子メールによる応募は受け付けしません。

(6) 応募先は、南部町・南部川村合併協議会事務局とする。

選定方法。

第5条、応募された作品は、「みなべ町」町章図案選定委員会において採用候補作品5点を選考し、協議会において選定する。

賞金。

第6条、応募された作品の中から、次の賞を決定し賞金を贈呈する。

(1) 最優秀賞(採用作品) 1点、30万円。

(2) 優秀作品、4点以内で各5万円。

9ページへ移りまして、結果発表。

第7条、協議会だより、ホームページ等で発表するとともに、入賞者には別途通知する。

著作権等。

第8条、採用作品に関する著作権等については、次のとおりとする。

(1) 採用作品に関する一切の権利は、協議会及び「みなべ町」に帰属する。

(2) 応募作品は返還しない。

(3) 採用作品については、一部補作・修正させていただくことや、モノクロで使用する場合があります。

その他。

第9条、その他、「みなべ町」の町章の選定に関し必要な事項については、委員会で別に定める。

これが募集要項の案でございます。

あわせて、10ページの図案選定の委員会の設置もご説明申し上げます。

これも事務協議の分でございます、皆様方にご協議をいただく分でございます。

「みなべ町」町章図案選定委員会設置要綱(案)。

設置。

第1条、「みなべ町」町章図案募集要綱第5条の規定に基づき、「みなべ町」町章図案選定委員会を設置する。

所掌事務。

第2条、委員会は、要綱第2条に掲げる「みなべ町」町章図案の中から、採用候補作品5点以内を選定する。

組織。

第3条、委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 合併協議会委員である議会の議員各町村 1 名、学識経験者各町村 1 名。
- (2) 合併協議会委員以外のもので、各町村が推進するもの各 2 名。
- (3) デザインの知識を有するもの 1 名。

合わせて 9 名体制でいこうというふうに思っております。

役員。

第 4 条、委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1 名。

(2) 副委員長 1 名。

2、委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

会議。

第 5 条、委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2、会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3、会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

庶務。

第 6 条、委員会の庶務は、南部町・南部川村合併協議会において処理する。

委任。

第 7 条、この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附則。

この要綱は、平成 16 年 月 日から施行する。

以上でございます。町章の図案募集要項並びに選定委員会設置要綱についてご協議をお願いしたいと思います。

以上で説明を終わります。

井上議長 ただいま事務局から説明をしました報告第 18 号 新町の町章については、町章は新町発足時にすぐ必要なことから、合併までに公募により募集し、選定するものであります。

ただいまの説明について、色々ご意見なりご質問ありましたら、どうぞご発言を願いたいと思います。

そして、あわせて、今事務局長さんと打ち合わせをしたのでありますが、この委員の選定要綱なり町章の募集要綱とかそういうものについて、いろいろご意見もありましたら、どうぞご発言をいただいて、そして多少文言の修正部分についても、皆さんのご意見を参考にしながら承っていきたいという事務局長の姿勢でありますので、その分も含めて皆さんご検討していただきたいと思えます。どうぞよろしくをお願いします。

少し時間をとらせていただきます。資料に目を通すのに少し時間がかかると思うので、どうぞ皆

さんごゆっくり目を通していただいて、ご意見なりご質問をしていただけたらと思います。

どうぞ、ご質問ありましたら遠慮なしに、ご意見なりご発言を願いたいと思います。

山崎副会長 南部町の町章を決めたときに全国公募でさせてもらったのですが、これは北海道から沖縄まで何千通と来ます。こういうのを出したら、全国にこういうマニアに渡る雑誌みたいなものがあるみたいですね。どこでそんなことを聞いたのかと。そんなところにこっちは公表してないのに、全国からたくさんのもものが集まる。私の経験から。それだけです。

井上議長 はい、C委員。

C委員 全国的に応募する意図的なことは、やはり何かがあって公募する。この町を全国的に知っていただくという意味も込めての公募という計画でしょうか。

小谷事務局長 そのとおりでございます。

それと、全国に散らばっております南部町、南部川村出身者の方の応募も期待をしております。それを含めて全国とさせていただきます。

井上議長 ほかにご意見、ご質問ございませんか。

小谷事務局長 参考までに申し上げますと、東かがわ市では市章のデザイン募集を行った結果、応募者が1,269人、応募作品数としましては2,450作品が寄ってきたようでございます。

それと、賞金30万円とさせていただいておりますけれども、先進事例を簡単に申し上げますと、福岡県宗像市30万円、千曲市20万円、対馬市40万円、東かがわ市37万7,600円、これは人口1人に10円という形で、3万7,760人の市ですよというのをPRするために、わざとそうしたようでございます。それと、富士河口湖町30万円、瑞穂市30万円、飛騨市30万円、山県市30万円、かほく市30万円。

佳作4点、これにつきましては2万円から3万円、5万円、大きなところでは10万円というものでございます。

以上が、全国の先進の事例でございます。

大変恐れ入りますけれども、もしこれで決まったらということなんですけれども、図案の選定委員会の委員さんですけれども、ここにおられるメンバーで選ばれる方、これは互選していただけたらと思うんですけれども、それと各町村2名ずつ、これは相談して出させていただきますけれども、3番目の「デザインの知識を有するもの1名」となっております。この方について色々検討させていただいたんですけれども、南部町、南部川村におられる方でデザイン会社、例えば電通等へ行かれておったよとか、だんなさんもまだ勤められているんだよという方もおられますので、そういう方とか含めて、又、あと考えられるのは、高校の美術の先生あたりがおられたら、町村で推

薦する形になるかなと思いますけれども、そういう方を今事務局の方では考えておりますが、皆様方の中でお知り合いで誰かおられたらと思いますので、よろしくをお願いします。

井上議長 何かご意見、ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

井上議長 特にないようでありますので、それでは町章につきましては、公募により図案を募集し、選定委員会を設置して、本協議会において町章を選定していきたいと、かように思います。

それでは、次に報告第19号 コミュニティバスの検討についてであります。

事務局から説明をします。

小谷事務局長 11ページでございます。

報告第19号 コミュニティバスの検討について。

コミュニティバスの検討について報告する。

平成16年1月22日提出、南部町・南部川村合併協議会会長。

コミュニティバスの検討について。

確認事項としましては、新町まちづくり計画、平成15年11月25日、第10回協議会で確認をいただいております分、まちづくり計画の16ページにございます重点プロジェクト、その中の中心市街地の魅力化と商業振興という項目の中で、読んでみますと、梅、炭、魚など他産業と商業の連携による商品・サービスの魅力化や、既存施設を有効活用したイベントの開催、若者の活動（音楽など）の空間（まちなかミニコンサート会場）の提供などにより、中心市街地の魅力化と商業振興を図ります。また、コミュニティバスの運行、公共施設の駐車場の休日開放などにより、中心市街地へのアクセスの確保を検討します。

なお、コミュニティバスは、通園・通学や、住民サービス施設へのアクセスも担い、中心市街地と町内各地を連絡します。これがまちづくり計画の中に載っており分でございます。

これを受けまして、コミュニティバスの検討について報告をさせていただきます。

1、コミュニティバスの実施について検討を行う基礎資料として、地域の交通の現状を把握するため別紙のとおり「みなべ町のバスに関するアンケート」を実施する。

別紙と申しますのは、皆様方の机の上に置かせてもらっております1枚物の紙でございます、この部分、非常に日程的に急ぐ関係もございまして、既にこのアンケート用紙につきましては、配布をしております。配布につきましては、区長さん方をお願いをして、配布・回収をお願いすることにしております。

それで、両町村合わせて約4,500世帯でございます。そのうち500世帯を無作為抽出いたしまして、その世帯、当たった方の世帯員全員にアンケート用紙を入れてお配りをさせていただきます。その家族全員の人数を申し上げますと、1,951名の方をお願いをしております。

それと、あと無作為抽出の 500戸なんですけれども、市街地と周辺部に分けて、市街地につきましては全体の25%、周辺部で100戸以上の大型区については35%、100戸以下の区については40%という形で 500戸を抽出させていただいております。

なお、市街地としてさせていただいておりますのは、埴田、片町、新町、北道、南道、芝、芝崎、東吉田、気佐藤、千鹿浦、この地区を含めて25%にさせていただきます。それから、周辺部100戸以上、これは東岩代、西岩代、山内、晩稲、東本庄、西本庄、ここで35%の175戸、残るその他の地域で200戸を抽出させていただきます。

これが1番目のアンケートの分でございます。

それから、報告事項の2として、新町におけるコミュニティバス事業の実現化に向けて調査研究を行うことを目的に、「コミュニティバス導入検討委員会」を設置するという事で、12ページに案を載せさせてもらっております。

これにつきましても、事務協議という形で皆様方にご協議をいただきたいと思っております。

コミュニティバス導入検討委員会規約(案)

名称。

第1条、この委員会は、コミュニティバス導入検討委員会と称する。

目的。

第2条、この委員会は、南部町と南部川村の2町村合併時におけるコミュニティバス事業の実現化に向けて調査・研究を行うことを目的とする。

組織。

第3条、この委員会は、委員、顧問をもって組織する。

役員。

第4条、この委員会に次の役員を置く。

委員長、1名。副委員長、1名。

2、役員は委員の互選により選出する。

役員の職務。

第5条、委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

委員。

第6条、委員は次の者をもって充てる。

(1) 南部町、南部川村の助役。

(2) 南部町と南部川村の教育長もしくは教育次長。

(3) 南部町と南部川村の総務課長。

(4) 南部町と南部川村の社会福祉協議会会長。

(5) 南部町と南部川村の商工会会長。

(6) 南部町と南部川村の区長会会長。

それと、和歌山県。ここでは和歌山県総合交通政策課長となっておりますけれども、今後、県と相談して、和歌山県から1名。

それから、顧問という形で、第7条、顧問は、次の者を持って充てる。

(1)国土交通省近畿運輸局和歌山陸運支局輸送課長さんに顧問になっていただきます。許認可の関係もございますので、国の方も入っていただけたらと思います。

会議。

第8条、委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

事務局。

第9条、委員会の事務を処理するため、南部町・南部川村合併協議会事務局に委員会事務局を置く。

補則。

第10条、この規約に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附則。

この規約は、平成16年 月 日から施行する。

以上が導入検討委員会の案でございます。よろしくご協議のほどお願い申し上げます。

井上議長 ただいま事務局から説明ありました事項につきまして、ご意見なりご質問ありましたら、どうぞご発言を願いたいと思います。

何かございませんか。はい、D委員。

D委員 このバスの運行は、今の予定というのか、台数的には何台ぐらい。1台で賄うのか、それとも複数の台数でいくのか、そのあたり。

小谷事務局長 それにつきましては全く白紙の状態でございます。まずアンケートの集計分析をして、皆様方の状況を把握してから、委員の皆さんで考えていただきたいと思います。

大きなバスがいいのか、小さなバスがいいのか、全国的にはデマンドバスという形で、電話で予約をして迎えに来てもらうバス、それも4人乗りバスというので、タクシーになるのかなと思いますけれども、小さな集落についてはそういう方法もございまして、月・水・金来る地区と火・木・土の地区というふうに分けられるとか、人数調査をしてみたら検討してみたいなと思います。

なお、出てきた結果によるわけなんですけれども、今後の一応の流れといいますか、行程を申し上げますと、1月から2月にかけて交通需要の基礎調査を行ないたいと思います。資料の収集も、龍神バスさんとか明光バス、南部タクシーさんあたりで非常に資料をお持ちかと思っておりますので、その収集をして、2月ごろ取りまとめをして、それから今行っておりますアンケート表、集計をして、入力、分析、これを2月中に終わりたいと思います。それから、公共交通網体系の検討ということで、3月中1カ月かけて行って、4月から5、6月まで実現化方策の検討を行ないたいと思います。

。その間に、導入検討委員会としましては、2月、4月、6月、7月ぐらい委員会を持っていただけたらと思います。それで、7月末に導入計画報告書を作成して、皆様方にご協議をいただけたらと思います。

しかし、許認可の関係がございまして、生活路線バスについての地域協議会というのがございます。町村、バス会社、県、国入った会議ですけれども、そこでの会議が必要となつてまいりますので、合併の16年10月1日には運行はちょっと難しいかなと思います。

以上が今後の予定しております行程の流れでございます。

井上議長 ほかにご意見、ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

井上議長 特にないようであります。

それでは、報告のとおり、コミュニティバスの検討については、今月中にアンケートが実施をされ、検討委員会を設けて導入に向けた調査研究を行っていきます。

続きまして、報告第20号 住民周知広報(手続き関係)についてであります。事務局から説明をします。

小谷事務局長 資料の13ページでございます。

報告第20号 住民周知広報(手続き関係)について。

住民周知広報(手続き関係)について報告する。

平成16年1月22日提出、南部町・南部川村合併協議会会長。

住民周知広報について。

確認事項としましては、新町の名称についてということで、新町名称は「みなべ町」とする。これは、平成15年5月15日、第5回協議会で確認をいただいております。

字の区域及び名称の取り扱いについて。

字の区域及び名称については、現行のとおりとする。ただし、字の名称については、「大字」の文字を削除した名称に変更する。これは、平成14年12月11日の第2回協議会で確認をされております。

それで、今回報告としまして、住所地の町村名等が変わることにより、公的機関等への届出・手続等、住民生活にかかわりのある事項について、別紙(案)のとおり周知をするということで、机の上に置かせてもらっております、右肩に「資料2」と書いてありますA3縦長の方でございます。これが「みなべ町になると手続関係は、どうなるの?」ということで、こういう形で南部町、南部川村全戸に配布して、周知していけたらと思っております。

この中で、現在、官公署等に問い合わせしている最中で、最終ではございませんけれども、返事の来た分もありまして、こういう項目かなということで、本日出させてもらっております。

土地・建物等の登記、これは特に必要なはいということで、希望される方につきましては、合併証明書をつけて申請をしていただければということで、登録免許税は免除だそうです。

会社等の商業登記・法人登記、これにつきましても、特に必要はないという法務局の話でございます。

運転免許証、これも特に必要はないですよ。希望する方については、運転免許センターで書きかえをしますということです。その場合、手数料は無料です。

それから、自動車、オートバイの検査証、車検証ですか、これの住所の変更も特に必要はないです。ただし、希望される方は、合併証明書をつけて申請をしてください。申請手数料は無料ですけれども、申請書の用紙の代金、100円以下らしいですけれども、それはご負担いただきたいということらしいです。希望される方だけです。

軽自動車の届出済証、これにつきましても特に必要はないですけれども、希望される方はできませんということです。

2ページでは、オートバイの使用者の届出済証、125ccを超え250cc以下のオートバイですけれども、これにつきましても特に必要はないです。希望される方は、合併証明書。この合併証明書といますのは、新町になりますと、新しい町で発行をさせてもらう分です。それを持って申請をしていただければということでございます。

車庫証明、これについても、そのまま特に支障はございません。なお、南部町区域は必要ですけれども、南部川村区域は不必要、今の法律がそのまま使われるということです。合併して新しく「みなべ町」になっても、旧南部川村区域は不必要です。ですけれども、保管場所は必ず必要となりますのでという注釈がついてございます。

それから、NHKの契約関係、電話の契約、電気料金の契約、これは必要ないそうです。

税務署関係も必要はないということです。

次の公共職業安定所関係、これがまだ確定をしておりません。事業所雇用保険の受給者の住所変更は必要ないです。適用事業所、特に必要としない予定で今進んでおるそうです。事業所雇用保険受給資格者証、これにつきましても、特に必要としない予定です。

しかし今現在、公共職業安定所は、南部川村の方は御坊の公共職業安定所へ行っていただいております。南部町の方は田辺の公共職業安定所へ行っております。これが、新町での窓口につきましては、公共職業安定所の方でまだ検討中だそうで、返事いただいておりますので、返事いただき次第、周知をしたいと思います。

それから、労働基準監督署、これは特に必要ありませんということです。

国民年金、厚生年金の受給者、それから国民年金の加入者、厚生年金の加入事業所、これにつきましても必要はないということです。

政府管掌健康保険、社会保険ですけれども、これは記号が変更となるために、交換、更新が必要となります。更新は事業主を経由して行われるということでございます。

あと、国家公務員、地方公務員等の共済組合、これらにつきましては、おのこの共済組合で照会をしてくださいという返事でございました。

恩給受給者につきましては、特に必要ないということです。

3 ページで郵便関係。ここにつきましても、特に手続は必要ありませんということで、郵便物は旧住所でも配達をされますよと。ですけれども、機会をとらえて新住所をお知らせいただくようなご配慮をお願いしたいということが郵便局からのお願いでございます。

それから、貯金通帳、証書関係、これらについても必要ないそうです。

郵便局のキャッシュカード、簡易保険、これらも手続は必要ありません。

管内各金融機関取り扱い分の預金通帳、証書関係、これらについての手続は必要がないそうです。ですけれども、当座預金、融資取引、外為取引等がある方で住所変更の手続が必要となる場合がありますので、各金融機関の窓口にお問い合わせいただけたらということになっております。

それから、管内各金融機関取り扱いのキャッシュカード、これにつきましては必要ないそうです。

管内各金融機関のクレジットカード、これについても必要はありません。

管外の預金通帳、証書関係、管外の金融機関のものについては、念のため当該各金融機関にお問い合わせください。

クレジットカードで管外各金融機関取り扱い分、管外の金融機関のクレジットカード関係については、各クレジット会社に変更の手続の必要の有無等を確認してくださいということです。

それから、自賠責・生命保険関係、変更手続の必要の有無及びその手続について、必要書類等について、各保険会社あて確認をしてくださいということが言われております。

各種公正証書、会社の定款の認証等ですけれども、合併前に作成された公正証書等は、合併後においてもすべてそのまま有効となるそうです。住所変更の手続は必要ないということでございます。なお、新町発足前に作成済みの公正証書に基づき、新町発足後に権利義務を実行する場合には、新住所の住民票が必要となる場合がありますので、ご注意いただきたいということです。

それから、旅券、パスポートですけれども、これはパスポートの一番後ろのページに住所が書いてございます。自書しなさいよという部分ですけれども、所持人がみずからそこに傍線を引いて、新しい町名を記入していただけたら、それで有効だそうです。

狩猟者の登録、これも届け出は不要だそうです。

4 ページの猟銃空気銃所持許可証、これも届け出は不要でございます。

戦傷病者手帳所持者、届け出は不要。

心身障害者扶養共済、届け出は不要。

漁船の登録票も届け出は不要だそうです。

ただ、漁業許可証、採捕許可証、これの名義人の方ですけれども、合併後速やかに許可証の書きかえ交換申請を行ってくださいということを言われてございます。漁業許可証と採捕許可証を持っている方は、速やかに書きかえをしてくださいということです。

遊漁船業の登録、通常の手続によるということで、30日以内に都道府県知事に届け出ることが必要となります。ただし、手数料は無料ですということで、県庁の電話番号、日高振興局の電話番号を参考に載せてございます。またお問い合わせいただけたらと思います。

それから、宗教法人代表役員の変更及び規則ということで、変更後の宗教法人登記簿謄本を添付

の上、代表役員住所変更届を提出する必要があります。規則中の事務所所在地を変更し、宗教法人登記簿謄本を添付の上、宗教法人規則変更届を提出する必要がありますということです。

社会福祉法人の定款変更届ですけれども、通常の手続に従って定款変更の届け出を行う必要があります。手数料は無料だそうです。

医療法人定款認可、病院等開設許可、施術所等開設届、これらについては、通常の手続に従い、速やかに定款変更等の届け出を行う必要があるということが県の方から指示がございませう。

それから、建設工事入札参加資格ですけれども、県への登録につきましては、県内事業者につきましては届け出は不要ですということです。

最後のページは、新しい役場での事務関係ですけれども、住民票、特にこれは必要なし。職権で行ないませう。

戸籍につきましても必要なく、職権で行ないませう。

外国人登録証明書、これにつきましても、特に急いでの手続は必要ございませう。新町の役場への来庁時、申し出された方には住所変更を裏書き等で修正をするそうです。

住所表記の変更を証する書面、合併証明書ですけれども、通常必要ありませんけれども、都合により土地・家屋登記簿の名義人の住所の変更、会社等の商業登記・法人登記の代表者の住所変更登記、事務所の位置の変更等で必要になる場合があります。書面交付手数料は無料とする予定ですので、手続される場合に、合併証明書をつけて申請をすることになりますので、それは役場の窓口へとりに来ていただけたらと思ひませう。

印鑑登録証ですけれども、南部町で発行している印鑑登録カード、南部川村で発行している印鑑登録手帳は、新町役場に来庁された際に、担当窓口において新カードに無償で交換を行ないませう。ですから、10月1日にわざわざ来ていただかなくても、来る用事あるときにといひませうか、次に必要なときに変えていこうということにしております。

犬の登録につきましては、住所変更の手続は必要ありません。

それから、原付・小型特殊自動車所有者の住所変更及びナンバープレートの交換、これは住所変更の手続は特に必要ございませう。なお、ナンバープレートにつきましては、希望により無償で交換をいたしませう。南部川村のAとかBで走っておりますし、南部町も今のままのナンバーそのままでも結構ですし、新しいナンバーと交換してほしいという方につきましては、申し出いただけたら無償で交換をさせていただきます。

国民健康保険の被保険者証ですけれども、住所変更の手続は必要ございませう。再交付をするということになっております。この再交付と申しますのは、国民健康保険の保険証は毎年4月に発行されております。ですから、16年4月発行の分は9月30日までの有効期限としてございませう、合併までに新町での国民健康保険の被保険者証を再交付をする予定にございませう。

老人保健医療受給者証、これにつきましても再交付をさせていただきます。

介護保険も同じ扱ひでございませう。

老人医療の受給者証、これにつきましても必要なく、後日再交付をいたしませう。

母子健康手帳につきましては、旧町村発行に係る手帳は、原則として継続使用をお願いいたしませう。

すけれども、合併前、町村が発行した手帳で内容が未記入のものについては、希望により再交付をいたします。

乳幼児医療受給者証、障害者医療受給者証、ひとり親医療受給者証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、これらにつきましても住所の手続は必要ありません。後日、再交付をしてお送りさせていただきますということです。

身体障害者手帳、新町でできる限り速やかに住所の書きかえを行っていきます。その場合、原則として本人から身体障害者手帳交付申請書を県あてに提出していただくこととなりますけれども、できる限り速やかに書きかえを行っていく事務を行ないます。

療育手帳ですけれども、療育手帳につきましては住所変更の手続は必要ございません。更新の際に書きかえて、新しい住所地の分を発行する予定にしております。

その他、旧町村発行に係る諸証書・証明等、住所変更の手続は必要ありません。急ぎ必要なものについては、速やかに来庁いただき、担当課の窓口で変更手続をお願いし、再交付をいたします。その他のものは、来庁された折に担当課の窓口で変更手続をお願いし、再交付をさせていただきますということで、各課聞いて回って、考えられ得るもの、この程度かなということを出させもっておりますけれども、これ以外でこういう場合どうしたらいいんだというのがもしございましたら、今この場でも結構ですし、後ほど事務局の方へでもご連絡いただけたら、追加をしていきたいと思えます。

なお、この広報の発行時期ですけれども、対象は全戸配布とさせていただきますけれども、先ほどのハローワークのように、ちょっとまだ未確定の部分がございますので、確定次第、皆様方の家庭にお配りをしたいと思います。

以上で住民周知広報（案）の説明を終わります。

井上議長 ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問ありましたら、どうぞご発言を願いたいと思えます。

はい、E委員

E委員 聞くまでもないように思うんですが、これを配って見てない人、それで書きかえの必要あるものを持ってある人、そういう方には、いわゆる町役場の方から、書き変える必要があることをわかるように、何かしていくんだらうと思うんですけれども、どうですか。

小谷事務局長 新しい「みなべ町」でやる分につきましては、すべてそうさせていただく予定にしております。

特に必要なもの、先ほど申しました中で、身体障害者手帳を持たれている方の部分ですので、これは身体障害者連盟の役員さんと相談しながら進めていくことにならうかと思えます。

あと、県の関係で必要な分といたしますか、漁業の許可証とか採捕許可証、遊漁船業の登録、宗教法人、社会福祉法人、医療法人、これらについて、今後、県の方をお願いをして、どういう形でや

っていくか、ちょっと町村の方で名簿わかりませんので、県と相談して、できるだけ皆様方の不便を来さないように進めていきたいと思えます。

井上議長 ほかに、はい、F委員。

F委員 海技免状はどうなるの。

小谷事務局長 すみません。海技免状、ちょっと漏れております。早急に調べて、それも含めて皆様方にお知らせしたいと思えます。

あれ、何年かに一回更新を。

F委員 今年の2月10日だったかな、免状の書きかえがあります。その時はまだ合併してないから、そのままいくのかなと思うけど、合併したらどうなるのか。

小谷事務局長 それにつきましては、そこの機関と相談をして、各戸配布するときに、この中へ盛り込みたいと思えます。

車の免許であれば、3年に一回更新時で結構ですよということなんですけども。

F委員 大分長いですよ。

小谷事務局長 それらについて早急に調査をして、周知をさせていただきます。

井上議長 他に何か疑問に感ずる点とかありませんか。

(発言する者なし)

井上議長 特にないようでありますので、それでは報告のとおり、住民周知広報(手続き関係)につきましては、資料2の広報(案)をもとに内容を精査の上、住民への周知を行っていきたくと思えます。

以上で本日の議事につきましては終了いたしました。

特に委員の皆さん方で何かご意見ございませんか。

(発言する者なし)

井上議長 ないようでありますので、それでは委員の皆さん方におかれましては、本日、ご多忙にもかかわらずご出席をいただき、また会議の運営にご協力を賜りましたことを厚く御礼を申

し上げます。

では、閉会に当たり、合併協議会副会長の山崎繁雄南部町長からあいさつを申し上げます。

山崎副会長 閉会のあいさつと申しますよりも、私、自分なりに、年明けまして、この後8カ月ほどですが、この間が大変だなという思いをもう今、ひしひしとしているわけで、私も初めての経験です。

特に議会から選出された委員さん方をお願いをしておきたい、あるいは皆さん方にもお願いをしたい、あるいは事務局長さんにもお願いをしておきたいということがあるわけで。

もう一度確認したいのですが、合併申請の関係が県へ行きまして、これがもうすぐ国へ行きますね。国から告示されるわけで、だから絶対に変わらないことは、南部町、南部川村が10月1日に合併することが、天変地異がない限り絶対に変わることはない、こういう状況ですね。どういうところからいろいろな話がありまして、10月1日に南部町と南部川村が合併することは、もうこれは変えるということはないわけですね。

そうなりますと、私は今一番、これは事務局の方でも色々考えてくれていると思いますが、私と村長さんとできていかないといけないことは、まず3月の議会にどういう予算を出すかということなんです。

これが、最後やから、ちょっと水膨れさせておいてやっておこうかというような、こんなこと絶対できるわけじゃありません。特に、10月ですから、南部町と南部川村でどういう予算のすり合わせをするかというのが、これが大変ある意味では難しいなと、こういうふうに思います。

特に、特別会計はともかくとして、一般会計の事業の関係のすり合わせとか財源をどういうふうにするのか。そして、それをどういうすり合わせをして3月議会でご審議いただいて、そして、これはいつも言うように一般質問するなというわけじゃ決してないんですが、どういうことを論議するのかということは、私はやはり事前に議会と打ち合わせをする必要があるんじゃないかな、そういう思いがいたします。

合併の是非をもう論じるのじゃないので、もう合併をすることが決まって、そして、その趣旨を受けての予算でありますから。私は決して質問するとか、いいかげんにしてくれとか言っているのではないので、これは住民の皆さんの監視の中でやるわけですから、どうかひとつすり合わせたものについて十分ご理解をいただきたいと。

それから、9月30日で決算を打つわけですね。これ、出納整理期間が2カ月ないんです、今度。今までは、3月31日に決算をしたら、4月、5月に整理期間というのがあったんですが、今度はないんですね。だから、しかも9月30日で切るわけですから、入ってくるものが入ってきてないはずなんです。必ずこれ、赤字出るんですね。だから、この赤字の幅をどういうふうにして南部町と南部川村で整合性を持つというようなことが、これは恐らく必要になるだろう。

それから、もう一つは、局長さんなんか言っているのは、その前にもう既に人事異動してあるよと。10月1日以前。しかし、理屈からいくと、人事異動の権限がないのに、南部町の間人を異動命令は私が出せません。南部川村の職員では村長さん出せるけれども、その命令権をどうするのよと

というような問題がありますけれども、これは、しかし過渡的な問題として恐らく、8月にするか、7月にするかは別にして、局長さん、やらないといかんわ。これをやらないかんのです。これも、皆さん方、監視していただきたいと思うんですよ。また、相談にも乗っていただきたいと思うんですよ。

だから、あくまでも過渡的ですけども、過渡的ではないんです。もう10月1日になって職務執行者がそれを確認して、それが新しい町長さんに継がれていって、新しい町長さんが助役や収入役や、あるいは特別職の方々を決めるといふのと新しい予算を出すということになるわけですし、だから非常に変則的な問題があるということ。これを今から住民の皆さんにも実は皆さん、PRをしておいていただきませんか、これ、幾らこういう広報で流してもわからないところが出てくる。

商工会も社会福祉協議会も同じようなことが起こり得ると思いますが、特に執行部というのは、執行権と議決権という関係を持ちますから、よほど相互に理解し合わないと、私、これうまいこといかないのと違うかと。だから、なれ合いばかりでもこれはいけません。

だから、その辺のことが私は非常に頭の痛い問題だなと、こういうふう思うわけでありまして、これは閉会のあいさつと申しますよりも、色々の状況変化が出てきたり、新聞紙上へも色々出てきて、「こんなの聞いてないよ」とか、「これ、どうなってるのや」というようなことが私は恐らく出てくるのではないかなと。

そういう意味でのまた合併協議会でもあろうかというふうに思いますので、ひとつ色々なことについては十分ご報告をさせていただきますが、ご理解を賜りたい。

それから、日高振興局長さんをお願いをここでしたら悪いんですけども、県も、この間の市町村課長の話でも初めてで、うちが良い意味か、悪い意味かでもモデルになるわけですね。そうやってきたら、そういう取り扱いについて、皆、ここへ聞きに来るわけで、だから4月に合併する、3月31日に合併するところも同じ問題が起こるわけですね。だから、それをひとつ、特にそういう点でご指導を賜りたい。マニュアルみたいなものをぜひやはりつくっていただきたい。

今ここでやっているのは、先進事例、我々より先にやった篠山市とか、そういう事例をもって参考にしているだけで、私、篠山市の事例が正しいと思わないんですよ。だから、その辺のところの全国的なマニュアルをきちっと示していただきたいなというのをお願いしておきたいと思います。

もうあと8カ月で、村長さんのお言葉をかりるならば、もう12月に大事なことはすべて終わった。確かにそうだ。しかし、大事はほんまに10月1日にやってくるわけでありますので、その辺のことをひとつ認識をしていただきまして、いろいろとご提言を賜りたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

井上議長 これでは本日の議事日程はすべて終了いたしました。

ご苦労さまでした。閉会します。

午後2時42分 終了

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを確認し、ここに署名する。

南部町・南部川村合併協議会議長

南部町・南部川村合併協議会委員

南部町・南部川村合併協議会委員